

国民文化祭等参加推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、国民文化祭等参加推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の文化団体又は個人（本県出身の個人を含む。）の国民文化祭及び中四国文化の集いへの出演を支援し、本県の文化芸術活動の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1又は別表2の第1項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1又は別表2の第3項に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表1及び別表2の第4項に定める率（以下、「補助率」という。）を乗じて得た額（一円未満の端数は切り捨てた額とする。）以下とする。

3 前2項の規定に関わらず、国及び本補助金以外の規則に基づく県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については本補助金は交付しないものとする。

4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、文化政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、第4条第1項により定めた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、第4条第3項による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1又は別表2の第5項に定める変更以外の変更とする。

2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければ

ればならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行することとし、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行することとし、令和7年度事業から適用する。

(第3条関係)

別表1 (国民文化祭関係)

1 補助事業の内容	国民文化祭への出演
2 補助対象者	国民文化祭に出演する県内の文化団体又は個人（本県出身の個人を含む。）
3 補助対象経費	「国民文化祭」の出演に要する交通費及び宿泊費（注1）、使用料及び賃借料、輸送料。ただし、開催地から助成がある場合は、当該助成額を除いた額を補助対象経費とする。また、移動の際は、出発地から会場まで、最も経済的な通常の経路及び方法により往復する経費を対象とする。
4 補助率	1／2（団体の主たる出演者が学生の場合は、2／3）（注2）
5 重要な変更	ア 本補助金の増額 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（注1）宿泊費は、1泊当たりの補助対象上限額を11,000円／泊とする。

（注2）団体の主たる出演者が学生の場合とは、出演者に占める学生の割合が50パーセント以上の場合をいう。

別表2 (中四国文化の集い)

1 補助事業の内容	中四国文化の集いへの出演
2 補助対象者	中四国文化の集いに出演する県内の文化団体又は個人（本県出身の個人を含む。）
3 補助対象経費	「中四国文化の集い」の出演に要する交通費、使用料及び賃借料、宿泊費、輸送料及び衣装クリーニング代。ただし、開催地から助成がある場合は、当該助成額を除いた額を補助対象経費とする。また、移動の際は、出発地から会場まで、最も経済的な通常の経路及び方法により往復する経費を対象とする。
4 補助率	10／10
5 重要な変更	ア 本補助金の増額 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条及び第7条関係）

年度国民文化祭等参加推進事業補助事業実施計画（報告）書

1 目的（効果）

2 事業計画の概要

出演部門（事業名）	
出演日時	
出演場所	(会場名) (所在地)
発表内容	
出演（予定）人数	人 (うち、学生の人数) 人) ※「国民文化祭」への出演の場合のみ記載

3 他の補助金の活用の有無

[有 ・ 無] (名称 :)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い [一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えてるる公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]

5 その他資料（「国民文化祭」への出演に係る実績報告時のみ）

参加者名簿（別紙）

(別紙) (様式第1号に係るもの)

「国民文化祭」参加者名簿

(注) 「国民文化祭」への出演に係る実績報告時に添付すること。参加者が学生の場合、「学生」の欄に○を記載すること。

様式第2号（第4条及び第7条関係）

年度国民文化祭等参加推進事業補助金收支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
本補助金				
その他助成金				
自己負担				
合 計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
補 助 対 象 経 費	交通費			
	宿泊費			
	使用料及び 賃借料			
	輸送料			
	(クリーニング代)			
	計			
補 助 対 象 外 経 費				
	計			
合 計				

（注1）対象事業の全体が明らかになるよう、備考欄にその内訳を記入するとともに、補助対象外経費についても記入すること。なお、決算書の補助対象経費については、内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

（注2）移動手段として公共交通機関を利用する場合は、団体の所在地（個人の場合は自宅）の最寄り駅から開催地の最寄り駅までの往復の交通費及び現地交通費（開催地の最寄り駅と会場及び宿舎の間の移動に要する経費（タクシ一代、バス代等。ただし、領収書等で確認できる場合に限る。））を補助対象経費とする。

（注3）移動手段として自家用車を利用する場合は、支出区分は「交通費」とし、移動中に要した燃料費、高速料金、駐車料を補助対象経費とする。

（注4）移動手段としてバスを借り上げる場合の支出科目は「使用料及び賃借料」とし、バス借上料、高速料金、駐車料及び乗務員経費は補助対象経費とする。（添乗員（ガイド）に要する経費、旅行損害保険及び旅行手数料は補助対象外とする。）

（注5）移動手段としてマイクロバス等を借り上げ、出演者が運転し移動する場合は、支出区分を「使用料及び賃借料」とし、借上料、移動中に要した燃料費、高速料金及び駐車料を補助対象経費とする。

（注6）輸送料は、輸送に係る損害保険料を含めた経費を補助対象経費とする。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

年度国民文化祭等参加推進事業補助金交付決定通知書

年月日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった国民文化祭等参加推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額について国民文化祭等参加推進事業補助金交付要綱（令和6年○月○日付第○○○○号鳥取県地域社会振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。